

高福第 1235 号  
令和 7 年 4 月 11 日

神奈川県所管域に所在する  
介護老人保健施設  
介護医療院 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部 高齢福祉課  
( 公 印 省 略 )

### 協力医療機関に関する届出書（令和 7 年度）の提出について

本県の高齢福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度介護報酬改定に伴い、高齢者施設等において、協力医療機関と実効性のある連携体制を構築する観点から、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称や取り決め内容等を指定権者に届け出ることが義務付けられました。

つきましては、令和 7 年度における当該届出について、次によりご提出ください。なお、令和 6 年度に届出いただいた内容から変更がない場合も、全ての施設が届け出る必要がありますのでご注意ください。

#### 1 調査対象事業所

介護老人保健施設・介護医療院

※政令・中核市に所在する施設は除きます。

#### 2 届出について

##### (1) 提出書類

- ・協力医療機関に関する届出書（別紙 1）  
※下記「介護情報サービスかながわ」の掲載場所からダウンロードしてください。
- ・協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書の写し等）  
※各要件を満たす内容が含まれているか確認してください。

##### 【掲載場所（介護老人保健施設）】

介護情報サービスかながわ

→ 文書／カテゴリ検索

→ 2. 変更・廃止・休止・再開届

- 15. 介護老人保健施設(短期入所療養介護を含む)【保健・居住施設グループ】
- 16. 協力医療機関に関する届出書

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=234>

【掲載場所(介護医療院)】

介護情報サービスかながわ

→ 文書/カテゴリ検索

→ 2. 変更・廃止・休止・再開届

→ 16. 介護医療院【保健・居住施設グループ】

→ 18. 協力医療機関に関する届出書

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=985>

## (2) 届出方法

下記URLから提出フォームへアクセスし、提出してください。

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=78169](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=78169)

## (3) 回答期限

令和7年5月31日(土)

## 3 変更の届出について

上記届出を提出後、内容に変更が生じた場合は、次のとおり変更に関する届出が必要となります。

○「協力医療機関に関する届出書(別紙1)」の内容に変更が生じた場合⇒上記提出フォーム

届出後に協力医療機関の名称や契約内容に変更が生じた場合は、年に1度の届出のタイミングを待たず、速やかに変更後の内容を届け出てください。提出書類及び届出方法は上記「2 届出について」のとおりです。

○協定している協力医療機関を変更した場合⇒郵送又は電子申請届出システム

上記「協力医療機関に関する届出書(別紙1)」の届出のほか、変更届出書(第5号様式)等の提出が必要です。

提出方法や必要書類については下記をご参照ください。

【掲載場所(介護老人保健施設)】

介護情報サービスかながわ

→ 文書/カテゴリ検索

→ 2. 変更・廃止・休止・再開届

- 15. 介護老人保健施設(短期入所療養介護を含む)【保健・居住施設グループ】
- 1. 変更申請・届出手続きの対象となる変更等一覧表

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=234>

【掲載場所(介護医療院)】

介護情報サービスかながわ

- 文書／カテゴリ検索

- 2. 変更・廃止・休止・再開届

- 16. 介護医療院【保健・居住施設グループ】

- 1. 変更申請・届出手続きの対象となる変更等一覧表

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=985>

#### 4 留意事項

令和6年度から年に1回以上の届出を行う必要があります。当該届出書の提出に関して経過措置期間はありませんのでご注意ください。

各施設基準に定める要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、要件を満たす協力医療機関を確保するための今後の計画を届出書に記載してください。

問合わせ先  
高齢福祉課 (045)210-1111 (代表)  
保健・居住施設グループ 内線 4856～4859